

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(案)」
に対する意見募集について

平成20年10月17日
内閣府
総務省
経済産業省

このたび、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」といいます。）」の施行（平成20年6月18日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定）に向け、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(案)（別紙1。以下「施行令案」といいます。）」を作成しました。

つきましては、施行令案を公表しますので、平成20年11月16日(日)までの間、御意見を募集します。お寄せいただいた御意見を参考とさせていただき、速やかに政令を制定する予定です。

1 背景

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」は、インターネットにおいて青少年に有害な情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにし、青少年の権利の擁護に資するため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、有害情報のフィルタリングの普及その他の青少年がインターネットにおける有害な情報を閲覧する機会を少なくするための措置等を講ずることを定めたものです。

同法は、平成20年6月18日に公布され、公布の日から1年を超えない範囲内で施行することとされていることから、政令に委任されている事項について必要な規定の整備を行うため、施行令案を作成しました。

2 施行令案の概要

施行令案の概要は、別紙2のとおりです。

3 意見募集要領

意見募集対象は施行令案(別紙1)、意見募集の提出期限は平成20年11月16日(日)です。詳細については、別紙3の意見募集要領を御覧ください。

4 規制の事前評価

規制の事前評価書とその要旨は、以下のとおりです。

規制の事前評価書（要旨）（別紙4）

規制の事前評価書（別紙5）

5 今後の予定

お寄せいただいた御意見を参考とさせていただき、速やかに政令を制定する予定です。
また、主要な御意見及びそれに対する考え方をホームページ上に掲載する予定です。

【連絡先】

（パブリックコメントの提出について）

内閣府政策統括官（共生社会担当）

インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進準備室

久保田参事官補佐、黒田参事官補佐、内藤参事官補佐

TEL:03-3581-9279

FAX:03-3581-0992

（施行令案第1条、第2条及び附則第2条について）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

大内課長補佐、濱島係長

TEL:03-5253-5843

FAX:03-5253-5948

（施行令案第3条及び附則第3条について）

経済産業省商務情報政策局情報経済課

五十棲課長補佐、下司係長

TEL:03-3501-0397

FAX:03-3501-6639

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する 法律施行令(案)の概要

1 携帯電話インターネット接続役務の範囲（第1条）

携帯電話インターネット接続役務を、専ら携帯電話端末又は PHS 端末のブラウザを用いてインターネットを閲覧できるようにするために提供されている電気通信役務（法人・団体や事業向けに提供されるものを除く。）とします。

※ 「携帯電話インターネット接続役務」を提供する事業者には、法第 17 条第 1 項に基づき、18 歳未満の青少年へのフィルタリングの提供義務があります。また、保護者には、青少年に使用させるために「携帯電話インターネット接続役務」を契約する場合には、事業者にその旨を申告する義務があります。

2 インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供義務が適用除外となる場合（第2条）

法第 18 条に基づき、インターネット接続役務提供事業者が利用者の求めに応じフィルタリングを提供（紹介）する義務を負わない場合を、インターネット接続役務提供事業者のインターネット接続役務の契約者数が 5 万を超えない場合とします。

3 インターネット接続機器の製造事業者のフィルタリングの利用を容易にする措置義務が適用除外となる場合（第3条）

法第 19 条に基づき、インターネット接続機器の製造事業者が、フィルタリングの利用を容易にする措置を講じる義務を負わない場合を、次のとおりとします。

- ①機器にブラウザが組み込まれていない場合
- ②機器の使用が 18 歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として告示で定める場合
- ③専ら事業のために使用されると認められる場合
- ④告示で定める機器の種類ごとの前年度の出荷台数が 1 万台を超えない場合

4 経過措置

(1) 携帯電話インターネット接続役務関係（附則第 2 条）

青少年の保護者が携帯電話・PHS 事業者に対してフィルタリングを不要である旨の申出を法の施行前にしていた場合には、法の施行時に法第 17 条第 1 項のフィルタリングの提供義務の対象とならないこととします。

(2) インターネット接続機器の製造事業者関係（附則第 3 条）

法の施行前に製造された機器及び当該機器と同一の型式に属する機器については、法第 19 条を法の施行の日から 1 年を経過した日から適用することとします。